

認定NPO法人制度の認定要件の緩和について

1 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定NPO法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2）

2 税制上の特例措置

（1）寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

- 個人が認定NPO法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から2千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第41条の18の3）
※22年度税制改正により、差し引き額が5千円から2千円に引き下げられた。
- 認定NPO法人のうちから都道府県又は市町村が条例で指定した法人に、個人が寄附した場合、地方税である個人住民税の計算において、寄附金控除が適用される。
(地方税法第37条の2及び第314条の7。20年度税制改正により追加)
※寄附者の住所地の都道府県の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合
→寄附金額から5千円を差し引いた額の4%を都道府県民税から税額控除
寄附者の住所地の市町村の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合
→寄附金額から5千円を差し引いた額の6%を市町村民税から税額控除

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定NPO法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定NPO法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第66条の11の2第2項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。
(特措法第70条第1項、第10項)

（2）法人自身に対する税制上の特例措置

④認定NPO法人の「みなし寄附金制度」

認定NPO法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の20%相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第66条の11の2第1項、法人税法第37条第5項）

3 認定の有効期間（特措法第66条の11の2第4項）

5年間

（制度発足当初は2年間だったが、20年4月以後の認定申請から5年に延長された）

4 認定を受けるための要件（特措法 66 条の 11 の 2 第 3 項、施行令 39 条の 23 第 1 項）
NPO 法人のうち、次の（1）から（8）までの要件を満たすもの。

（1）パブリックサポートテスト（PST）が一定の基準以上であること。

実績判定期間（※1）において、	寄附金等収入金額（※2）	≥	$\frac{1}{5}$	（※4）
	経常収入金額（※3）			

※1 実績判定期間は、本則では過去 5 事業年度であるが、21 年 4 月以降、初回及び 2 回目の認定に限り、2 年とすることもできる。（22 年 3 月末までの特例措置）

※2 寄附金等収入金額は、寄附金や社員からの会費

※3 経常収入金額は、総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

※4 本則では 3 分の 1 であるが、20 年 4 月以降、5 分の 1 に緩和されている。（23 年 3 月末までの特例措置）なお、一定の要件を満たす小規模法人は、簡易な計算式による PST を選択することできる。

（2）事業活動において、会員など特定の者に対する活動の占める割合が 2 分の 1 未満であること。

（3）運営組織及び経理が適切であること。

- ①役員に占める役員の親族等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- ②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- ③会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- ④不適正な経理を行っていないこと。

（4）事業活動の内容が適正であること。

- ①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- ②役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- ③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が 80 % 以上であること。
- ④受け入れた寄附金の 70 % 以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。

（5）情報公開を適切に行っていること。

（6）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

（7）設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（8）所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

5 認定までの流れ

（1）申請書の提出（特措法施行令第 39 条の 23 第 4 項、第 5 項）

認定を受けようとする NPO 法人は、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に、法令に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

（2）審査、認定・不認定の決定通知（特措法第 66 条の 11 の 2 第 6 項、第 7 項）

国税庁長官は、審査及び必要な調査を行い、認定又は不認定を決定し、通知する。

（3）認定等の公示（特措法第 66 条の 11 の 2 第 8 項）

国税庁長官は、認定 NPO 法人として認定を行った場合は、官報において公示する。認定を取り消した場合も、同様に公示する。

6 平成22年度税制改正による改善措置（平成22年4月1日施行）

（1）認定要件の特例措置の延長

パブリックサポートテストの実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限が、初回の認定申請について1年延長され、平成23年3月末までとなった。

（2）添付書類等の簡素化

- 事業報告書など、すでに内閣府又は都道府県に提出した書類については、申請書等への添付が不要となった。
- 寄附者名簿について、初回の認定申請書の添付書類であることが明確化されるとともに、各事業年度の報告書類からは除外されることになった。（ただし、寄附者名簿の5年間保存は義務づけられた。）

（3）所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げ

個人が支出した認定NPO法人への寄附金に係る所得税の寄附金控除の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられた。（22年分以降の所得税から適用）

（4）標準処理期間の設定

認定申請の標準処理期間（6か月）を設定し、この期間内に処理を行う。

（5）事前相談体制の充実

各都道府県庁所在地にある税務署に、事前相談に係る面接相談窓口を設ける。

※従来、NPO法人との面接相談は各税局においてのみ実施していたが、各都道府県庁所在地にある税務署においても、面接相談を受けることができるようになる。

7 認定NPO法人制度の見直しに向けた国の動き

新政権においては、「新しい公共」の実現に向けた税制面の改革を図るため、政府税制調査会に、総務副大臣を座長とする「市民公益税制プロジェクトチーム」を設置し、本年4月8日に「中間報告」を取りまとめた。

【政府税制調査会「市民公益税制プロジェクトチーム中間報告」の概要】

1 所得税の税額控除制度の導入

- 個人が認定NPO法人等に寄附を行った場合、新たに税額控除を導入することとし、現行の所得控除との選択制とする。

2 認定NPO法人の認定基準等の見直し

- 事業収入が多いNPO法人でもパブリックサポートテスト（PST）をクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。
- 地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づいて独自に指定したNPO法人については、PST要件等を求めないこととする。
- NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。
- 国税庁が行っている認定事務について、NPO法人の設立認証を行った地方自治体が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。
- 認定NPO法人の「みなし寄附金制度」について、所得金額に対する割合（現行20%）について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引き上げを検討する

3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）

- 個人住民税の寄附金税額控除について、国税庁の認定を受けていないNPO法人でも地方自治体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。

- ・ 「ふるさと寄附金」を活用した地方自治体によるN P O法人への支援を促進するため、寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する。
- ・ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

4 今後の進め方

上記の諸施策について、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進めていく。

※内閣府では、この「市民公益税制PT中間報告書」を踏まえ、平成23年度税制改正要望において、認定N P O法人に係る税制上の特例措置を財務省に要望している。

NPO 法人の税制の概要

法人税		NPO 法人		認定 NPO 法人		見直し方向(金制度)	
国税	地方法人特別税 (H20より法人事業税の一部を分離し、創設)	・収益事業から生じた所得に対する課税率 年間所得 800万円以下 18.0% 年間所得 800万円超 30.0%	・「みなし寄附金制度」が適用 ～収益事業から得た収入のうち、収益事業以外の事業に支出した金額を、所得金額の 20 %を限度に支出しに損金参入所得とする（課税所）	・「みなし寄附金制度」(現行)に基づいて、損金の引き上げを検討する（課税額が軽減される）	・現行以上に軽減され、法人税額が軽減される。	・現行以上に軽減され、法人税額が軽減される。（課税所得の軽減に伴い、軽減される。）	・現行以上に軽減され、法人税額の軽減に伴い、軽減される。（課税所得の軽減に伴い、軽減される。）
法入市町村民税	法人事業税 (都道府県税)	・法入事業税の納稅義務者に対する課税率 ・税率 81%	・収益事業を行っている法人に課税 年額 2万円 法人税額 50%	・法人税額の軽減に伴い、軽減される。	・法人税額の軽減に伴い、軽減される。（課税所得の軽減に伴い、軽減される。）	・個人が認定 NPO 法人に寄附した場合、新たに控除方式を導入し、現行の所得控除との選択制とする。	・個人が認定 NPO 法人に寄附した場合、新たに控除方式を導入し、現行の所得控除との選択制とする。（特に記載なし）
地方税	相続税	・相続税 (都道府県税)	・収益事業を行っている法人に課税 年額 5万円 法人税額 12.3%	・個人が認定 NPO 法人に寄附した場合、2000円を引いた金額を、課税所得が相続税とされるとされる。（課税所得控除外）	・個人が認定 NPO 法人に寄附した場合、2000円を引いた金額を、課税所得控除外で課税対象から除外される。（課税所得控除外）	・個人が認定 NPO 法人に寄附した場合、2000円を引いた金額を、課税所得控除外で課税対象から除外される。（課税所得控除外）	・適用下限額を 5000 円から 2000 円に引き下げる。 ・都道府県及び市町村が、國税庁長官の認定例に基づく指定期間を実施する。 ・法人が認めたとき、PST 要件等を求めるに認定 NPO 法人の認定に反映させる仕組みを導入する。
法人への課税	国税	個人都道府県民税	・個人が NPO 法人に寄附した場合、一般寄附金の損金算入額の範囲内で損金算入できる。	・個人が NPO 法人に寄附した場合、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される。（一般寄附金算入限度額が別枠で設定される）	・個人が NPO 法人に寄附した場合、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される。（一般寄附金算入限度額が別枠で設定される）	・個人が NPO 法人に寄附した場合、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される。（一般寄附金算入限度額が別枠で設定される）	・適用下限額を 5000 円から 2000 円に引き下げる。 ・都道府県及び市町村が、國税庁長官の認定例に基づく指定期間を実施する。 ・法人が認めたとき、PST 要件等を求めるに認定 NPO 法人の認定に反映させる仕組みを導入する。
	地方税	個人市町村民税					

認定 NPO 法人制度の見直しの検討方向

検討のポイント	認定 NPO 法人 (公益社団法人・公益財團法人)	認定 NPO 法人 (現行制度)	見直し方向
① 認定権限	・国税庁から北道に移る	・国税庁	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)
② 認定基準	・北道量權を裁える	(認定基準) ・公認法人に認定事業を行なうことを主たる目的とする事業が役員の1以上比率が2分の1以上、同一事業者に係る収入がその実績比基準を超過しないなど	内閣府中間報告 (H22.4) ・NPO 法人の設立認証を行つた組みについて、地方税局に認定申請を行つた場合に、該組みについて、地方税局に認定申請を行つた場合は、今後協議し検討
③ 公益法人度とによる税制優遇措置	・公益法人度とによる	(認定手続) ・有識者申込公認法に認定申請する旨を記載した書類提出の特例措置	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)
④ 認定権限	・2以上の都道府県に事務所を設置するものは、内閣府	(認定基準) ・租税特別措置法施行令に規定する(1)が一定額以上のPSTと(2)会員基準(5分の1未満)、(3)同一事業者比率の3分の1以下(4)総事業者比率が80%以上など	内閣府中間報告 (H22.4) ・NPO 法人の設立認証は、都道府県 (参考)
⑤ 認定手続	・北道量權を裁える	(認定手続) ・有識者申込公認法に認定申請する旨を記載した書類提出の特例措置	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)
⑥ 認定基準	・北道量權を裁える	(認定手続) ・有識者申込公認法に認定申請する旨を記載した書類提出の特例措置	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)
⑦ 認定手続	・北道量權を裁える	(認定手續) ・税務署→国税局→国税庁に進達	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)
⑧ 公益法人度とによる税制優遇措置	・公益法人度とによる	(法人税の特例措置) ・収益事業から生じた所得に対して課税(税率30%)のみならず、収益事業以外の収入として損金算入できる金額の20%を限度とする	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)
⑨ 税制優遇措置	・公益法人度とによる	(寄附者に対する特例措置) ・個人が寄附した場合、寄附金額を所得控除できる。法人が別枠の特別損金算入限度額が設定されると、法人が寄附した場合、一般寄附金と相続財産を寄附した場合、一般寄附金と相続財産を寄附した場合、市町村に寄附額を課税される。相続税の対象者は、市町村に寄附額を課税される。	内閣府税制改正要望 (H22.8) ・認定機関のあり方に本等組みについて、移管する方向 (單体的仕組みに対する方針は、今後協議し検討する)

平成23年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(内閣府)

制度名	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置	
税目	法人税・所得税	
要望の内容	<p>「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制PST中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所得税に税額控除方式（控除率：国税40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性とすること。 2. パブリック・サポート・テスト（PST）に、3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入すること。 3. 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、PST要件等を求めないこととすること。 4. 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくとも寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。 5. みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。 6. パブリック・サポート・テスト（PST）の基準値を1/5とする特例を恒久化すること。 <p>(租税特別措置法第41条の18の3、第66条の11の2、同法施行令第39条の23、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5、所得税法第78条関係)</p>	
	平年度の減収見込額	(1. に関して) 約▲120百万円 (5. に関して) 約▲7百万円 この他、条例指定による法人のみなし寄附金控除額に伴うもの 約▲35百万円
	(制度自体の減収額)	(一 百万円)

	<p>(1) 政策目的</p> <p>公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。</p> <p>同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところが多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。</p> <p>今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(公益性の有無) 特定非営利活動法人の行う活動は、「不特定かつ多数のもののための利益の増進に寄与する」ものであり、(法第2条第1項)、いわゆる「公益性」を有する活動である。今回の要望に関する施策は、同法人の財政基盤に資することを目的としており、その意味で公益性を有しているといえる。</p> <p>(政府の関与の必要性) 特定非営利活動法人は、他の営利法人と比べて自らの力で収益を上げ、財政状況を改善する力が必ずしも強いとはいえないこと、また、活動分野は公益として必要ではあるものの、従来の行政では必ずしも力バーしていない分野も多いこと等から、特定非営利活動法人に関する税制改正を要望するもの。</p> <p>(国と地方の役割分担の適切さ) 上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている(具体的仕組みについては、今後協議し検討する)。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</p>	
今回の要望に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策分野・・・市民活動促進 政策・・・市民活動の促進 施策・・・市民活動の促進</p>
	政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	認定特定非営利活動法人 173法人(平成22年8月1日現在)

認定NPO法人制度の仕組み（内閣府国民生活局）より

認定NPO法人制度とは？

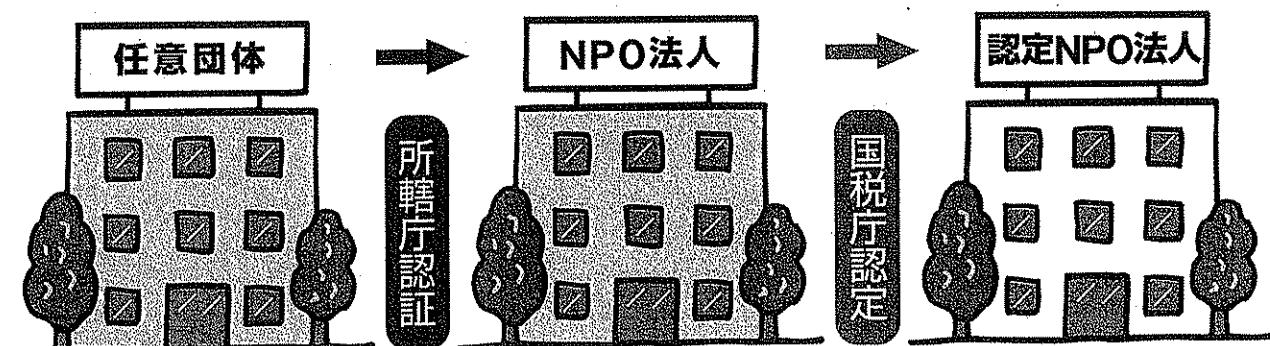
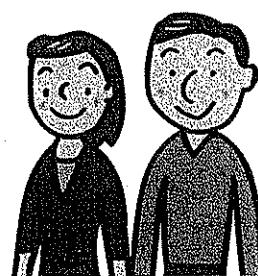
NPO法人への寄附を促す制度です。
その目的は「NPO法人への寄附を促すことに
より、NPO法人の活動を支援すること」です。

※認定NPO法人制度は、税制上の措置として平成13年10月から始まりました。



認定NPO法人になるためには国税庁長官の認定を受ける必要があります。

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものをいいます。つまり、NPO法人になるためには、所轄庁（内閣府または都道府県）からの「認証」を受ける必要がありますが、認定NPO法人になるためには、さらに国税庁長官からの「認定」を受ける必要があります。



NPO法人の規模の大小に関わらず、認定を受けることが可能です。小さなNPO法人も実際に認定を受けています。



認定の有効期間は5年間です。

認定の効力を維持するためには、有効期間が終了する前に、次回の認定を受ける必要があります。平成20年4月以後の認定申請からは、認定の有効期間が2年から5年に延長となり、申請のための負担が軽くなっています。

認定NPO法人になることによるメリットとは？

認定NPO法人の税制上の措置は大きく分けて2つあります。

1 寄附者に対する税制上の措置

○個人が寄附する場合

寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除の対象になります。

○法人が寄附する場合

寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

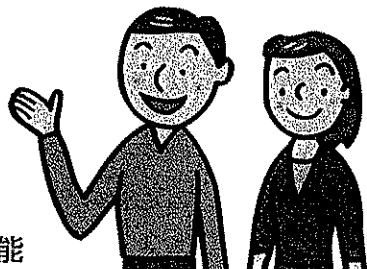
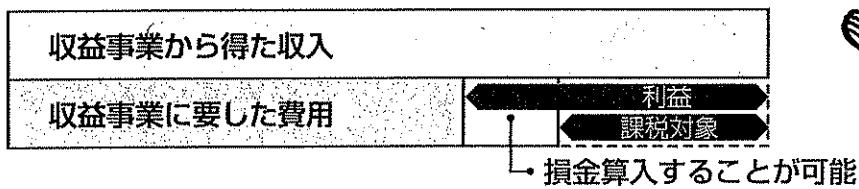
○相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附する場合

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価額は、相続税の課税対象から除かれます。(ただし、相続税の申告期限までに寄附する場合に限ります。)

2 認定NPO法人に対する税制上の措置

○みなし寄附金制度

収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます。



認定NPO法人になると税制上の措置以外にも、以下のようなメリットがあります。

内部管理がしっかりとします

認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりとします。

社会からの信用が高まります

「認定」を受けるために、いっそう進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

認定を受けるためには申請書類を整える必要がありますが、得られるメリットもたくさんあります。



認定NPO法人になるための要件とは？

2

認定NPO法人になるための要件とは？

認定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。



1 パブリック・サポート・テストが一定の基準以上であること。

※経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が一定の基準以上であること。

パブリック・サポート・テスト(PST)のイメージ

$$PST = \frac{\text{寄附金等収入金額}^{(*)1}}{\text{経常収入金額}^{(*)2}} \geq \text{基準値}$$



(※1) 寄附金や社員からの会費(「社員からの会費」について詳しくは P.10)

(※2) 総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

※共益的な活動とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などの活動をいいます。

3 運営組織および経理が適切であること。

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること。
- 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- 不適正な経理を行っていないこと。

等

4 事業活動の内容が適正であること。

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- 役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- 総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上
であること。
- 受け入れた寄附金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充當してい
ること。

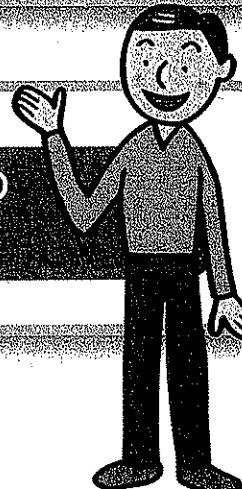


5 情報公開を適切に行っていること。

6 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

7 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業 年度を終えていること。

8 所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の 交付を受けていること。



■特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と（中略）する。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

■租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八の三 個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

2 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「」の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「」及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

- 3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものと除く。）をいう。
- 4 前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後五年を経過する日までの期間とする。
- 5 国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第三項の認定は、その効力を失う。
- 6 国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。
- 7 国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。
- 8 国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2～9 略

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。